

# 一般社団法人富岡町観光協会運営規約

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この規約は、一般社団法人富岡町観光協会定款の規定に基づき、一般社団法人富岡町観光協会（以下「本会」という。）の円滑な運営及び業務の執行に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会 員

(加入手続)

**第2条** 本会に加入しようとする者は、様式1による加入申込書を提出して、理事会の承諾を得なければならない。

2 前項の加入申込者について、理事会が加入を承諾した場合は、様式2による加入承諾書をもって、加入申込者に通知するものとする。

(会 費)

**第3条** 本会の会費の額及び払込みの方法並びに納期は、別表1に定めるところによる。

(特別賦課金)

**第4条** 特定事業の実施に要する経費を支弁するため、総会の議決を経て特別賦課金を徴収することができる。

(会費等の払込み猶予)

**第5条** 会員が経済の著しい変動、天災、火災等不慮の事故、疾病等により、事業に甚大な被害を被ったときは、会費、手数料、使用料、加入金、及び特別賦課金（以下「会費等」という。）の払込みを猶予することができる。

2 前項の適用を受けようとする者は、様式3による申請書に基づき、理事会の承認を得なければならない。

- 3 前項の申し出があったときは、理事会においてその諾否を決定し、様式4による会費等払込み猶予通知書をもって当該会員に通知するものとする。

(会費等の返還)

- 第6条** 会員がすでに払い込んだ会費等は、理由の有無にかかわらず返還しない。ただし、過誤により振り込んだ場合は、この限りでない。

(過怠金)

- 第7条** 会員が会費等の納入を怠ったとき、本会は、納入すべき金額に対し、納入期限の翌日から納入の日までの期間について、年利率5%を乗じて得た額の過怠金を徴収することができる。

- 2 前項の過怠金を課すときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(脱 退)

- 第8条** 定款第10条の規定により、本会を脱退しようとする者は、様式3による脱退届を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、未納会費その他本会に対して債務を負担しているときは、脱退する日までに納入しなければならない。

### 第3章 役 員

(役員選任の方法)

- 第9条** 役員選任の方法は、会員又は会員たる法人の役職員である者のうちから、総会で選挙によって役員候補者を決定し、その候補者について総会において議決を行う。

- 2 選挙の方法は、無記名投票とし、投票の多数を得た者を役員候補者とする。ただし、得票が同数であるときは、くじで役員候補者を決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、総会出席者の3分の2以上の同意があるときは指名推薦の方法により役員候補者の決定を行うことができる。

## 第4章 社員総会

(代理人の届出)

**第10条** 代理人が、総会に出席するときは、代理権を証する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することが出来る。

2 前項後段の電磁的方法について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める(以下、電磁的方法について同じ)。

(議事録の作成)

**第11条** 会長は、総会終了後、遅滞なく議事録を作成しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の決議事項)

**第12条** 定款及びこの規約に定めるもののほか、理事会の議決を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (2) 総会の議決により、理事会の議決を経ることとされた事項
- (3) 重要な契約の締結に関する事項
- (4) その他業務運営上必要な事項

(代理出席の禁止及び監事等の出席)

**第13条** 理事会への代理出席は認めない。ただし、会長が必要と認めたときは、各役員(監事を除く。)の委任を受けた代理人(会員に限る。)に審議を傍聴させることができる。

2 監事は、会長が必要と認めたときは、理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

3 理事会は、必要に応じ職員その他の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

(議事録の作成)

**第14条** 会長は、理事会終了後、遅滞なく議事録を作成しなければならない。

## 第6章 監 査

(監事の職務)

**第15条** 監事は、法令、定款及びこの規約の定めるところにしたがい、本会の業務及び会計の状況を監査する。

2 監事は、必要に応じ本会の帳簿及び書類を閲覧し、又は会長その他の者に対し、業務及び会計の状況につき報告を求めることができる。

(監事の協議)

**第16条** 次に掲げる事項は、監事の協議により定める。

- (1) 監査の計画及び実施
- (2) 監査後の措置
- (3) その他監事の職務を行うにつき必要な措置

(監事意見書の作成)

**第17条** 監事は、監査終了後すみやかに監査の要領及びその結果を記載した様式4による監事意見書を作成し、これに署名しなければならない。

## 第7章 委 員 会

(委員会)

**第18条** 本会に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、理事会の同意を経て、委員会を置くことができる。

(委員会について必要な事項)

**第19条** 前条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会の同意を経て別に定める。

## 第8章 業務の執行

(事務処理)

**第20条** 本会の庶務、会計及びその他事務を迅速、的確に処理するため、次に掲げる事項について理事会の議決を経て別に定める。

- (1) 役職員等の出張に関する事項
- (2) 文書の取扱いに関する事項
- (3) 会計及び経理に関する事項
- (4) その他事務処理に関し必要な事項

(前年度議決の準用)

**第21条** 次に掲げる事項については、総会の議決を経るまでは、前年度の例による。

- (1) 借入金の限度額
- (2) 義務的又は日常的な経費

## 第9条 使用料

(使用料)

**第22条** 本会の所有に係る建物、器具、備品等を他人の使用に供した場合は、別表2に定める使用料を徴収することができる。

## 第10章 雑 則

(規約以外の規定)

**第23条** この規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は、令和4年2月25日から実施する。

(別表 1)

一般社団法人 富岡町観光協会 会費

1. 会 費

1口 5,000円

年間1口以上20口まで引受けることができる。

2. 説 明

正 会 員 (年額) 5,000円

賛助会員 (年額) 10,000円

3. 年度途中加入の会費額について

年度途中に加入した場合の会費額については、理事会で加入承認のあった年の12月までは引き受けることし、翌年の1月から3月までの加入承認については免除とする。

(別表 2)

使 用 料 の 額

1. 電子コピー使用料

種 別	金 額 (円/枚)
B 5	1 0 円
A 4	1 0 円
B 4	1 5 円
A 3	2 0 円
非会員は上記の2倍	

2. 印刷機使用料

用紙持込の場合

種 別	金 額 (円/枚)
B 5	5 円
A 4	5 円
B 4	5 円
A 3	1 0 円
非会員は上記の2倍	

5. 備品使用料

備品名	金 額 (円/日)
投光器	1, 0 0 0 円
テーブル	2 0 0 円
イス	5 0 円
公共団体・福祉法人等や公益の利益を目的とする使用の場合 は無料とし、非会員は上記の2倍	